

(株)浅沼組グリーンサイト運用事項
【協力会社用】



2021.1

1. グリーンサイト運用について

(株)浅沼組は2017年10月1日以降の新規着工工事より、株式会社MCデータプラスが運営する「グリーンサイト」にて安全書類を運用しています。協力会社の皆様におかれましては、グリーンサイトでの安全書類の提出にご協力くださいますようお願い申し上げます。

本運用事項には、協力会社の皆様がグリーンサイトの利用を通じて円滑に書類を作成・提出できるよう、運用事項を掲載しています。なお、具体的な操作内容については、株式会社MCデータプラス作成の「[協力会社向けマニュアル](#)」をご参照ください。

①オーナー企業登録について

初めて「グリーンサイト」を利用し、弊社の作業所と労務安全書類のやりとりを行う場合、協力会社が浅沼組を「オーナー企業登録」する必要があります。グリーンサイトのリニューアル(2019年1月7日)に伴い、オーナーASP企業コードが廃止となり、企業名での検索・登録が可能となりました。

【オーナー企業登録に必要な検索ワード】

「[株式会社浅沼組](#)」

登録する元請会社を検索する場合、[法人格を含む正式名称](#)を入力して下さい。
略称では検索できません。

②「招待」方式の採用について

グリーンサイトでは、「招待」と「応募」方式がありますが、弊社は「招待」方式を採用しています。協力会社によるオーナー企業登録完了後、[作業所より](#)「招待」の通知を受けましたら、安全書類を提出してください。

2. 安全書類の提出方法について

安全書類の提出は、**原則グリーンサイト**での提出をお願いします。浅沼組独自帳票等、PDF にしてグリーンサイトに添付して提出していただく書類もありますのでご注意ください。やむを得ず労務安全書類を紙で提出する場合は、浅沼組ホームページの協力業者向け情報から、浅沼組グリーンサイト標準帳票(エクセル版)をダウンロードし提出して下さい。

(1) グリーンサイトに直接入力して提出する書類

- ①建設業法・雇用改善法等に基づく届出書（変更届）
- ②再下請負業者編成表
- ③作業員名簿
- ④年少者就労報告書
- ⑤高齢者就労報告書（満 65 歳以上）
- ⑥移動式クレーン・車両系建設機械等使用届
- ⑦持込機械等 電動工具電気溶接等使用届
- ⑧有機溶剤・特定化学物質等持込使用届
- ⑨火気使用届
- ⑩工事通勤車両届
- ⑪外国人就労者報告書
 - ・外国人技能実習生 建設現場入場許可申請書
 - ・外国人建設就労者建設現場入場届出書
 - ・外国人労働者就労届（外国人技能実習生、外国人建設就労者、建設特定技能を除く）

※名簿に記載されていない作業員の方が作業所に入場された場合、必ず作業員名簿のデータを更新してください。

(2) データの添付(PDF)が必要な書類

	書類名	GS上での名称	書類内に添付
1	作業員名簿	作業員名簿	資格証の写し ※健康保険証明書の写し ※年金保険証明書の写し ※雇用保険証明書の写し 労災保険特別加入証の写し
2	建設業法・雇用改善法等に基づく届出書 (変更届) (再下請負通知書)	再下請負通知書	注文書の写し 請書の写し 建設業の許可証の写し 主任技術者の資格証の写し
3	高齢者就労報告書	高齢者就労報告書	
4	年少者就労報告書	年少者就労報告書	年少者の年齢証明書
5	外国人就労者報告書	外国人就労者報告書	在留カード・パスポートの写し
6	下請負業者編成表	下請負業者編成表	
7	安全衛生管理に関する誓約書	安全衛生誓約書	
8	持込機械等(車両系建設機械等)使用届	持込機械(ク)	運転者の資格証の写し 特定自主検査表の写し
9	持込機械等(電動工具・電気溶接機等)使用届	持込機械(溶)	
10	有機溶剤・特定化学物質等持込使用届	特定化学物質使用届	
11	火気使用願	火気使用願	
12	工事・通勤用車両届	工事・通勤用車両届	運行経路図 自動車検査証の写し 任意保険の写し
13	運行経路図	運行経路	

※添付なしでもよい。

(3) 浅沼組独自帳票等

グリーンサイトに PDF で提出又は作業所に紙で提出

- ①安全衛生管理に関する誓約書 (PDF で提出、浅沼組独自帳票)
- ②新規入場者アンケート (新規入場時に作業所に紙で提出)
- ③脚立使用許可願 (随時作業所に紙で提出)

◆「新規入場者アンケート」について

- ①「新規入場者アンケート」はグリーンサイトから書式をダウンロードし、新規入場時に紙で提出して下さい。
 - ②新規入場者が新規入場者アンケートの持参を忘れた場合や、名簿に記載されていない作業員が入場した場合は、作業所で白紙のアンケート用紙(QRコードなし)を記入し提出して下さい。
- ※名簿に記載の無い作業員が作業所に入場した場合、早急に作業員名簿への登録をして下さい。

(4) 応援作業員(注1)への対応

作業員名簿に未登録の応援作業員が作業所に新規入場する場合、職長が浅沼組職員に対して当人が応援作業員である旨を報告して下さい。その後、職長が一次業者に新規入場者アンケートをFAXし、一次業者は当該作業員の登録あるいは作業員名簿(紙)を作成し作業所に提出して下さい。原則グリーンサイトへの登録をお願いしていますが、やむを得ない事情によりグリーンサイトに登録出来ない応援作業員については新規入場者アンケートと作業員名簿(紙)の提出の対応で可とします。

(注1)応援作業員：単発で作業にあたり、次回の来所日が不明瞭な作業員等

例：コンクリート打設が間近に迫り、職長が緊急に依頼した型枠大工(応援作業員)

(5) 外国人建設就労者入場届出書について

外国人建設就労者入場届出関係書類は、全てグリーンサイトで提出して下さい。

(6) 提出が不要な書類

グリーンサイト上では作成できますが、弊社作業所への提出は不要です。

- ①工事安全衛生計画書
- ②安全衛生計画書

(7) その他、紙での書類の提出

注文書を発行している協力会社は、労務安全書類は、原則グリーンサイトで提出して下さい。やむを得ず紙で提出となる場合は、当社各店の安全衛生協力会事務局にて、「専用ファイル」をご購入いただき、提出書類を専用ファイルに綴じて作業所に提出してください。

※やむを得ない場合とは？

- ・非契約工事（鍛冶工、はつり工等）
- ・地元業者で今後発注が少ない等

以上のルールを守って書類を提出してください。
尚、操作関係については、(株)MC データプラス作成の「協力業者向けマニュアル」をご参照ください。